

工事一時中止に係るガイドライン 【 土 木 】

土木工事以外の他の工事については、本ガイドラインに準じて取り扱うものとする。

平成 28 年 7 月

大分市契約監理課工事検査室

【 目 次 】

1. ガイドライン策定の背景	・・・	2
2. 工事の一時中止に係わる基本フロー	・・・	3
3. 発注者の中止指示義務	・・・	4
4. 工事を中止すべき場合	・・・	5
5. 中止の指示・通知	・・・	6
6. 基本計画書の作成	・・・	7
7. 工期短縮計画書の作成	・・・	8
8. 契約金額又は工期の変更	・・・	9
9. 増加費用の考え方	・・・	10
(1) 工事施工中に中止した場合		
(2) 工期短縮を行った場合		
(3) 中止に伴う増加費用の算定		
(4) 契約後準備工着手前に中止した場合		
(5) 準備工期間に中止した場合		

1. ガイドライン策定の背景

(1) 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

(2) 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の早期発注に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保等が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

(3) 現状における課題

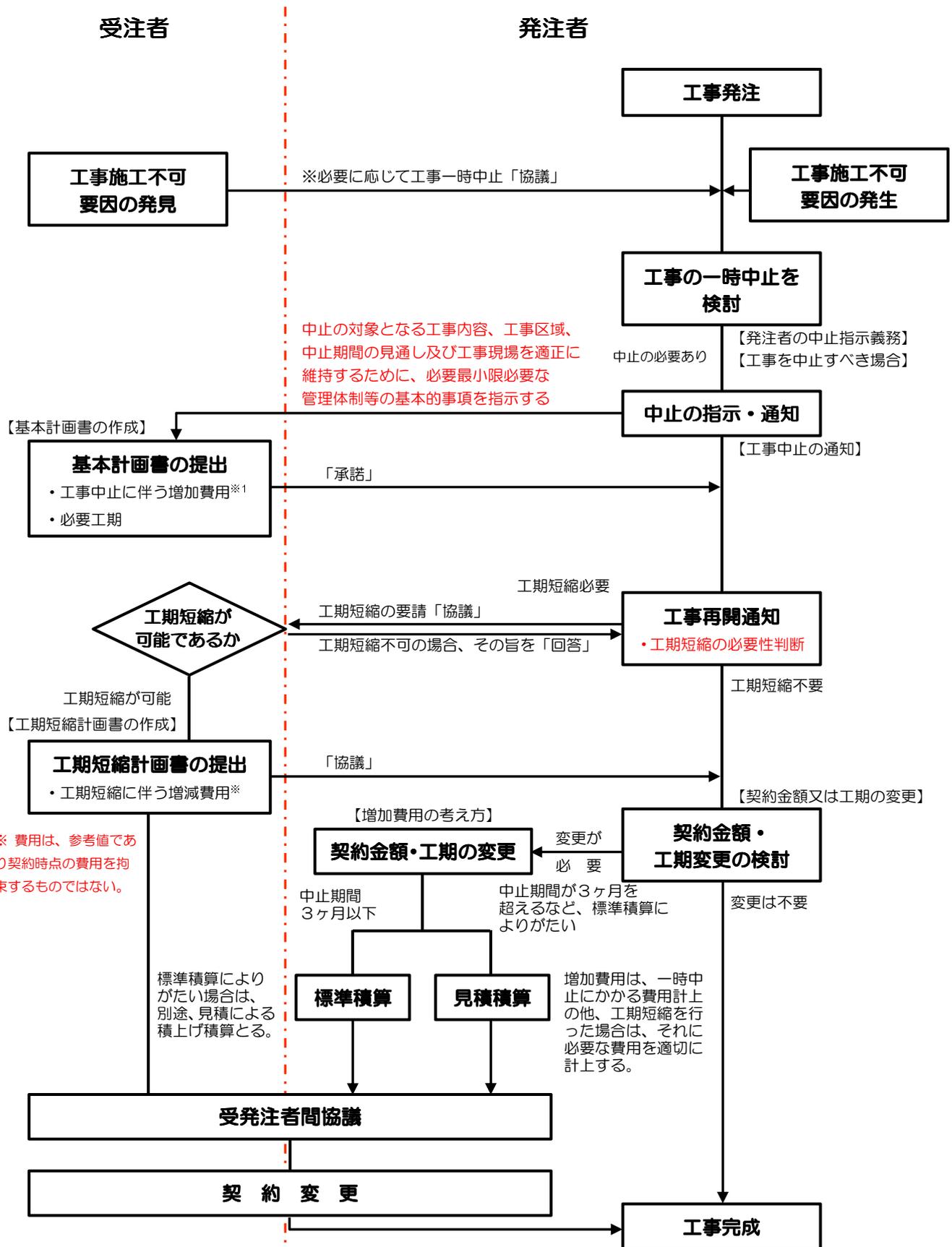
各種協議や工事用地の確保等が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じるといった課題がある。

(4) ガイドラインの策定

工事中止に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、工事一時中止の流れ等について十分理解しておく必要がある。

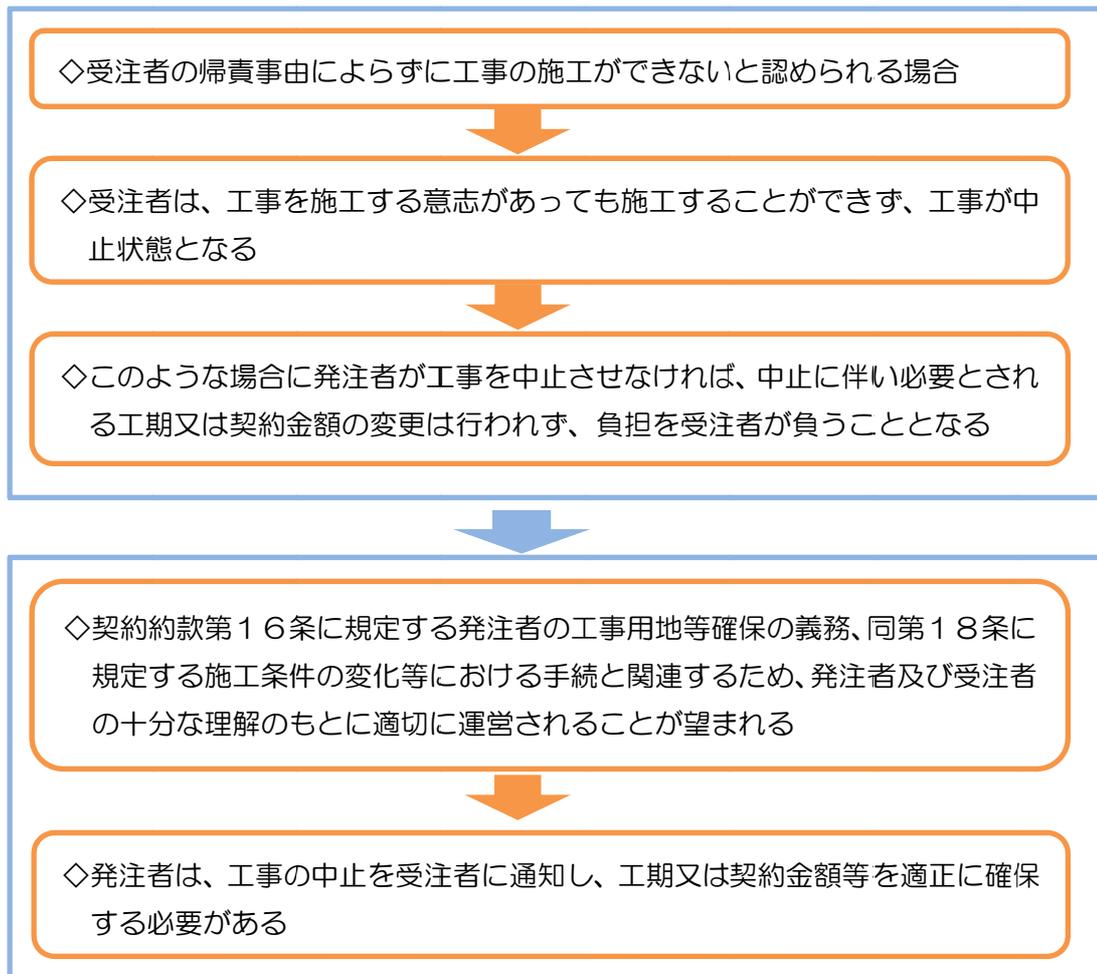
2. 工事の一時中止に係わる基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。また、受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行い、発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【大分市建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第20条】



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて、以下に示す。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【参考文献：監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

* 大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の解除権）第49条第1項第2号に準拠する。

参考資料（契約約款）

【第49条第1項第2号】

- ② 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

4. 工事を中止すべき場合

(1) 契約約款第20条に基づき、受注者の責に帰することができない事由により、工事を一時中止する必要がある場合は、所定の手続き（書面による協議）を踏むことにより工事中止が可能である。

【工事中止における基本事項】

- ① 工事用地等の確保ができない等の場合
- ② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合
- ③ 発注者が必要であると認める場合
- ④ 「施工できないと認められる状態」*1 まで達している場合
- ⑤ 特記仕様書等に明示されている期間については対象としない。

※1 「施工できないと認められる状態」とは、客観的に認められる場合を意味する。

(2) 具体例について、以下に示す。

① 工事用地等の確保ができない等の場合

- ・発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため施工できない。
（契約約款第16条）
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難である。（契約約款第18条）

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- ・埋蔵文化財の発掘又は調査により施工できない。
- ・関連する他の工事の遅延や受注者の責によらない地元調整等により施工できない。

③ 発注者が必要であると認める場合

- ・管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。
- ・予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生し施工できない。
（契約約款第18条）

参考資料（契約約款）

【第20条第1項から第2項】

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

5. 中止の指示・通知

(1) 発注者は、契約約款第20条に基づき工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

【発注者の中止権】

- ① 「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断となる。
- ② 工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

【受注者による工事中止案の確認請求】

- ① 受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる

【工事の中止期間における留意事項】

- ・ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いため、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ・ 発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ・ 中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとする。

6. 基本計画書の作成

(1) 工事を中止した場合において、受注者は「大分市土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）1-1-13 工事の一時中止」により、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

【基本事項】

- ① 準備段階等における現場未着手（工事看板未設置等）の場合は基本計画書の作成は原則不要である。（一時中止に伴う増加費用は計上しない）
この場合においても、受注者は契約約款第16条第2項に基づき、用地等の善良な管理に努めなければならない。
- ② 現場再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受注者間で確認し、受発注者間の認識に相違が生じないようにする。
- ③ 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。
- ④ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

(2) 基本計画書の記載内容について、以下に示す。

【記載内容（参考）】

- ・基本計画書作成の目的。
- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ・中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ・工事現場の維持・管理（責任者の選任）に関する基本的事項。
- ・工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠。
※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
- ・その他（発注者が必要と認めるもの）

参考資料（契約約款）

【第16条第2項】

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

7. 工期短縮計画書の作成

(1) 契約約款第22条に基づき、発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図らなければならない。また、受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を図る場合はその方策に関する工期短縮計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

【基本事項】

- ① 工事短縮に伴う増加費用等について、受注者間で確認し、受発注者間の認識に相違が生じないようにする。
- ② 受注者は、発注者から承諾を受けた工期短縮計画に基づき施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。

(2) 工期短縮計画書の記載内容について、以下に示す。

【記載内容（参考）】

- ・ 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。
- ・ 短縮に伴う施工体制とその短縮期間に関すること。
- ・ 工期短縮に伴う増加費用*及び算定根拠。

※ 作成時点で想定している概算金額を記載する。

参考資料（契約約款）

【第22条第1項から第2項】

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

8. 契約金額又は工期の変更

(1) 発注者は、契約約款第20条又は第22条に基づき、工事を中止した場合や中止に伴い工期の短縮を図った場合において「**必要があると認められるとき**」^{※1}は、契約金額又は工期の変更を行わなければならない。但し、現場未着手や中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合はこの限りではない。

※1 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

【契約金額変更の基本事項】

- ① 発注者は、工事の施工を中止させた場合に契約金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用を負担しなければならない。
- ② 増加費用とは、中止期間における現場管理等の費用とは別に、受注者に損害を及ぼした場合^{※2}はその費用を含むものとする。

※2 受注者に損害を及ぼした場合は、「設計変更ガイドライン（案）大分市 5 工期・契約金額の変更」を参照のこと。

【工期変更の基本事項】

- ① 延期期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ② 必要に応じて、工事一時中止の検討に要した期間等を含めることも可能である。

参考資料（契約約款）

【第30条第1項】

発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9. 増加費用の考え方

(1) 工事施工中に中止した場合

【増加費用の範囲】

- ① 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う**増加費用等**について受注者から**請求があった場合**に適用する。
- ② 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

具体例について、以下に示す。

◆工事現場の維持に要する費用とは

- ・中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者を保持するために必要とされる費用。
- ・中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用。

◆工事体制の縮小に要する費用とは

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

◆工事の再開準備に要する費用とは

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない）

【基本事項】

- ① 工期短縮の要因が受注者の責によらないもの ⇒ 【増加費用を見込む】
- ② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの ⇒ 【増加費用は見込まない】

具体例について、以下に示す。

① 工期短縮の要因が受注者の責によらないもの

- ・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの理由により工期延期ができない場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの

- ・ 受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

◆ 増加費用を見込む場合の主な項目事例

- ・ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
 - ・ 施工の班数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ※ 増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定 (参考)

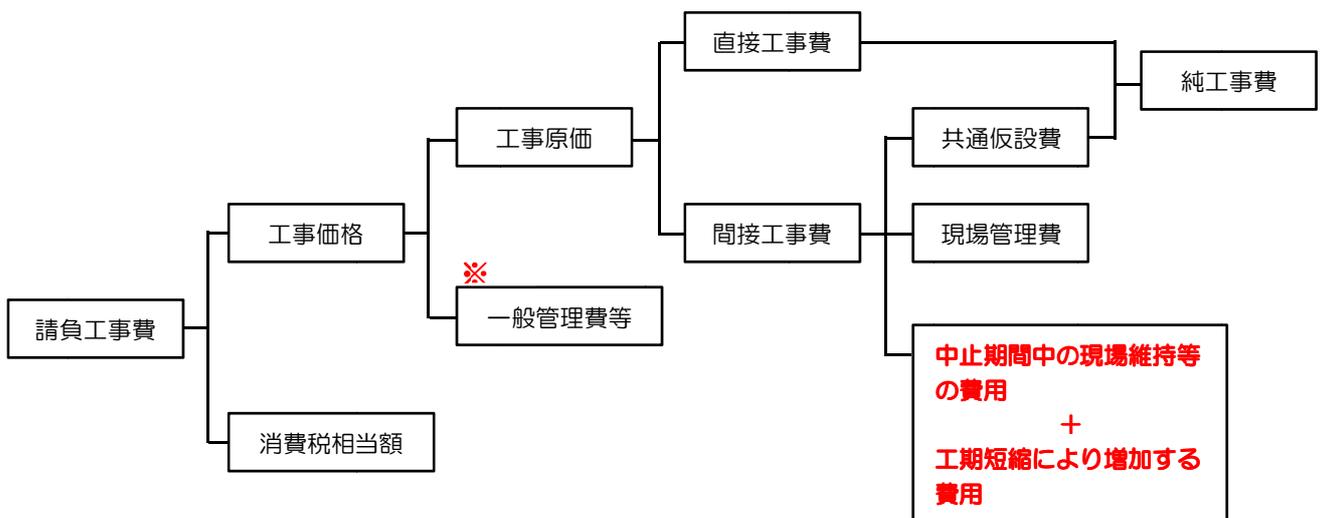
【基本事項】

- ① 受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う
- ② 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事（追加工種等）に係る増加費用は、従来どおり設計変更で対応する。
- ③ 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

※増加費用の算定にあたっては、適用する標準歩掛等との整合に留意すること。

3-1. 増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

3-2. 増加費用の積算方法

標準積算により算定する場合は、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

【積上げで計上する項目】

- ◆直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。
 - ① 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
※中止期間の損料等は直接工事費に含まれない。
 - ② 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

【率（工種ごとに決まる係数）で計上する項目】

- ◆運搬費の増加費用
 - ① 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - ② 大型機械類等の現場内小運搬
- ◆安全費の増加費用
 - ① 工事現場の維持に関する費用
（保安施設、保安要員、火薬庫等の保安管理に要する費用）
- ◆役務費の増加費用
 - ① 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力・水道等の基本料金
- ◆営繕費の増加費用
 - ① 現場事務所、労務者宿舍及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◆現場管理費の増加費用
 - ① 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止を含む）に適用し、**道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可とする。**

標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

3-3. 増加費用の積算における留意点

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象※¹に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積※²を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※1 増加費用の算定（契約金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

※2 見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

【工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）（参考）】

中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg : 一時中止に係る現場経費率
J : 対象額（中止時点の契約上の純工事費）
 α : 積上げ費用

一時中止に係る現場経費率（dg）

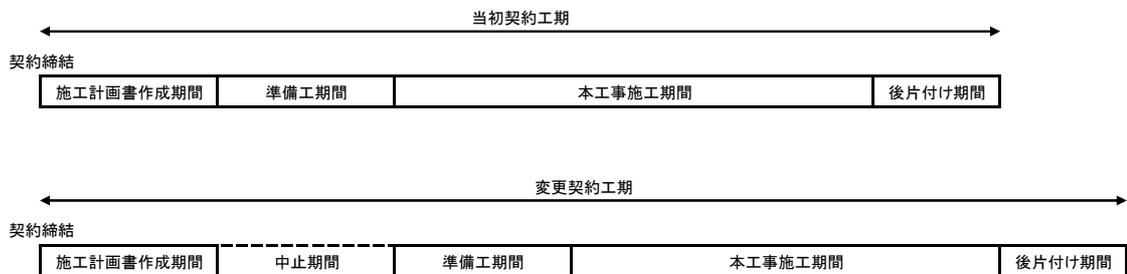
$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J b + N} \right) B - \left(\frac{J}{a \times J b} \right) B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）
R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）
A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数

(4) 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



【基本計画書の作成】

- ◆基本計画書は原則不要とするが、発注者との協議により必要が生じた場合には別途協議するものとする。

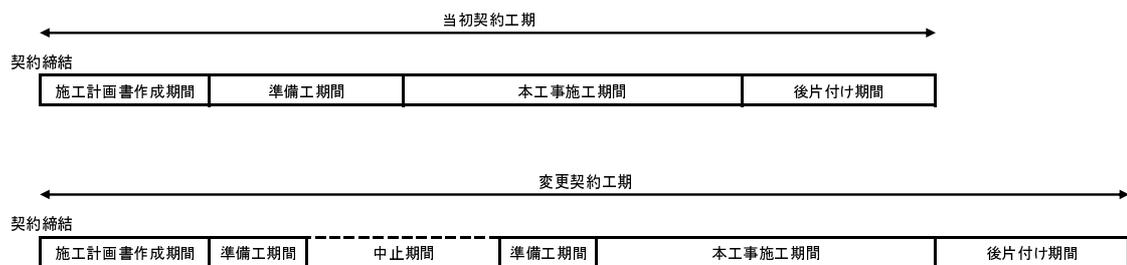
【増加費用】

- ◆一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(5) 準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



【基本計画書の作成】

- ◆受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

【増加費用】

- ◆増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ◆増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
(積算は受注者から見積を求め行う。)